

安全管理規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規定(以下「本規定」という。)は貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第15条及び16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(摘要範囲)

第2条 本規定は、当社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条 1. 社長は輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し全社一丸となり、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
また、輸送の安全性に関する情報は可能な限り公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
1. 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を順守すること。
 2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長の責務)

第7条 1. 社長は輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
2. 社長は輸送の安全確保に関し、予算の確保、体勢の構築等必要な措置を講じる
3. 社長は輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長は輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 1. 次に掲げるものを選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し企業統治を適確に行う。
① 安全統括管理者
② 運行管理者
③ 整備管理者

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図り、必要な教育又は研修を行うこと。
5. 輸送の安全確保の状況について定期的かつ必要に応じて随時内部監査を行い、社長に報告すること。
6. 社長に対し輸送の安全確保に関し、改善の必要のある時は意見を述べ

- る等の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 8. その他、輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全確保するための事業の実施及び管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第11条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達される、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看護したり隠蔽したりせず直ちに関係者に伝え、適切な措置を講じること。

(輸送の安全に関する内部調査)

第12条 安全統括管理者は、自ら又は指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、その他特に必要と認められた場合には内部監査を実施する。
内部監査の結果、改善、是正が必要と認められた場合は、速やかに社長に報告するとともに、改善、予防措置等を講じる。

(情報の公開)

第13条 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及び達成状況等について毎年度外部に公表する。

第五章 附 則

(附則)

第14条 この規定は平成24年4月1日より実施する。

平成27年4月1日現在

運輸安全マネジメント組織体制図

